

新旧対照表（高知県竹材利用促進事業費補助金交付要綱）

新			旧		
第1条～第11条（略） 附 則（略） 附 則 <u>この要綱は、令和7年12月1日から施行する。</u>			第1条～第11条（略） 附 則（略） <u>(新設)</u>		
別表第1（第3条、第4条関係）			別表第1（第3条、第4条関係）		
補助事業者 注1	補助対象経費	補助単価	補助事業者 注1	補助対象経費	補助単価
1 民間事業者注2 2 広域活動団体（高知県森林組合連合会、一般社団法人高知県森林整備公社、高知県素材生産業協同組合連合会、一般社団法人高知県木材協会、高知県木材産業協同組合連合会及び高知県木炭振興会） 3 森林組合 4 農業協同組合 5 農事組合法人 6 生産森林組合 7 集落活動センター運営組織 8 竹材利用者等の組織する団体注3	竹材の有効利用を目的として、伐採事業者等と補助事業者の間で竹材安定供給に係る協定を締結したうえで伐採、搬出された竹材注4又は専ら工芸品として利用される場合の立竹を購入する際の経費。ただし、エネルギー利用する場合を除く。	補助事業者が設定する竹材1キログラム当たりの買取単価に10分の7を乗じた金額（1円未満切捨て）とし、上限を竹材1キログラム当たり22円とする。 ただし、工芸品として利用される竹材については、一束注5当たり30キログラムとする。 また、集成材として利用されるモウソウチクの場合は、規格の長さに1メートル当たり3.75キログラムを乗じたうえで本数を乗じたものを重量（1キログラム未満切捨て）とする。	1 民間事業者注2 2 広域活動団体（高知県森林組合連合会、一般社団法人高知県森林整備公社、高知県素材生産業協同組合連合会、一般社団法人高知県木材協会、高知県木材産業協同組合連合会及び高知県木炭振興会） 3 森林組合 4 農業協同組合 5 農事組合法人 6 生産森林組合 7 集落活動センター運営組織 8 竹材利用者等の組織する団体注3	竹材の有効利用を目的として、伐採事業者と補助事業者の間で竹材安定供給に係る協定を締結したうえで、 森林法（昭和26年法律第249号）第5条に定められた森林から 伐採、搬出された竹材又は専ら工芸品として利用される場合の立竹を購入する際の経費。ただし、エネルギー利用する場合を除く。	補助事業者が設定する竹材1キログラム当たりの買取単価に10分の7を乗じた金額（1円未満切捨て）とし、上限を竹材1キログラム当たり22円とする。 ただし、工芸品として利用される竹材については、一束当たり30キログラムとする。 また、集成材として利用されるモウソウチクの場合は、規格の長さに1メートル当たり3.75キログラムを乗じたうえで本数を乗じたものを重量（1キログラム未満切捨て）とする。
（注）1 補助事業者は、竹材の有効利用を目的としてあらかじめ協定を締結した伐採事業者等から竹材を購入する事業者で、県内に主たる事業所を有する者をいう。 2 補助事業者のうち、「民間事業者」は中小企業基本法第2条第1項に該当する者をいい、個人を除く。 3 補助事業者のうち、「竹材利用者等の組織する団体」とは竹材の有効利用を目的として3名以上で組織された団体をいう。 4 <u>県内の森林等（森林法（昭和26年法律第249号）第5条に定められた森林及びそれに隣接する竹林等、整備を行うことで竹林の拡大防止に資すると認められるものをいう。）から伐採、搬出された竹材であること。</u> 5 一束の基準は、全日本竹産業連合会の定める「原竹取引基準」に準ずる。			（注）1 補助事業者は、竹材の有効利用を目的としてあらかじめ協定を締結した伐採事業者等から竹材を購入する事業者で、県内に主たる事業所を有する者をいう。 2 補助事業者のうち、「民間事業者」は中小企業基本法第2条第1項に該当する者をいい、個人を除く。 3 補助事業者のうち、「竹材利用者等の組織する団体」とは竹材の有効利用を目的として3名以上で組織された団体をいう。 4 一束の基準は、全日本竹産業連合会の定める「原竹取引基準」に準ずる。		
別表第2（略）			別表第2（略）		
別記 第1号様式（第5条関係）（略）			別記 第1号様式（第5条関係）（略）		

新

別紙 1

令和 年度高知県竹材利用促進事業変更計画書

補助事業者名：

伐採事業者等の名称	竹の種類	規格用途	着手(予定)年月日 ----- 完了(予定)年月日	買取(予定)単価(円/kg) A	竹材 1kg 当たりの補助単価(買取(予定)単価×10分の7円上限22円) B	供給(予定)量(kg) C	事業費(円) D=A×C	財源内訳	
								県補助金(円) E=B×C	その他(円) D-E
計									

(注) 1 伐採事業者等の名称には、別表第1に定める協定を締結した事業者を記入してください。

2 高知県竹材利用促進事業費補助金交付要綱第6条第1項第4号に規定する消費税仕入控除税額等を除いた金額を記入してください。

3 変更箇所については、変更前(上段括弧書き)と変更後(裸書き)とにより変更前と変更後との内容を対比してください(変更のない箇所は、2段書きの必要はありません。)

別紙 2 (略)

第3号様式(第8条関係)(略)

旧

別紙 1

令和 年度高知県竹材利用促進事業変更計画書

補助事業者名：

伐採事業者等の名称	施業所在地	施業所在地要件	着手(予定)年月日 ----- 完了(予定)年月日	買取(予定)単価(円/kg) A	竹材 1kg 当たりの補助単価(買取(予定)単価×10分の7円上限22円) B	供給(予定)量(kg) C	事業費(円) D=A×C	財源内訳	
								県補助金(円) E=B×C	その他(円) D-E
計									

(注) 1 伐採事業者等の名称には、別表第1に定める協定を締結した事業者を記入してください。

~~2 「施業所在地要件」欄は施業所在地が森林法第5条に定められた森林であることを確認し、適を記入してください。~~

3 高知県竹材利用促進事業費補助金交付要綱第6条第1項第4号に規定する消費税仕入控除税額等を除いた金額を記入してください。

4 変更箇所については、変更前(上段括弧書き)と変更後(裸書き)とにより変更前と変更後との内容を対比してください(変更のない箇所は、2段書きの必要はありません。)

別紙 2 (略)

第3号様式(第8条関係)(略)

新									
別紙1 令和 年度高知県竹材利用促進事業実績報告書 補助事業者名：									
伐採事業者等の名称	竹の種類	規格用途	着手年月日 ----- 完了年月日	買取単価 (円/kg) A	竹材1kg当たりの補助単価 (買取単価×10分の7 上限22円) B	供給量 (kg) C	事業費 (円) D=A×C	財源内訳	
								県補助金 (円) E=B×C	その他 (円) D-E

計									

(注) 1 伐採事業者等の名称には、別表第1に定める協定を締結した事業者を記入してください。
 2 高知県竹材利用促進事業費補助金交付要綱第6条第1項第4号に規定する消費税仕入控除税額等を除いた金額を記入してください。

別紙2 (略)
第4号様式 (第8条関係)

旧									
別紙1 令和 年度高知県竹材利用促進事業実績報告書 補助事業者名：									
伐採事業者等の名称	施業所在地	施業所在地要件	着手年月日 ----- 完了(予定)年月日	買取単価 (円/kg) A	竹材1kg当たりの補助単価 (買取単価×10分の7 上限22円) B	供給量 (kg) C	事業費 (円) D=A×C	財源内訳	
								県補助金 (円) E=B×C	その他 (円) D-E

計									

(注) 1 伐採事業者等の名称には、別表第1に定める協定を締結した事業者を記入してください。
~~2 「施業所在地要件」欄は施業所在地が森林法第5条に定められた森林であることを確認し、適を記入してください。~~
 3 高知県竹材利用促進事業費補助金交付要綱第6条第1項第4号に規定する消費税仕入控除税額等を除いた金額を記入してください。

別紙2 (略)
第4号様式 (第8条関係)